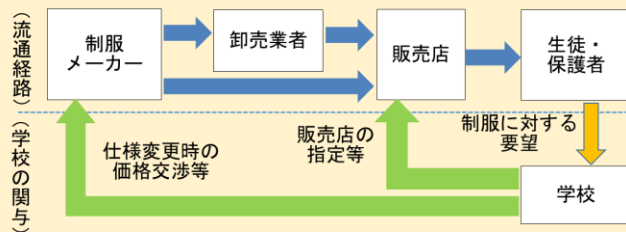


- ・公立中学校（学校）は、通常、自ら直接制服を購入することはない。
- ・しかし、実際に制服を購入することで経済的負担を負う生徒・保護者の要望を考慮し、制服の取引に関し、制服メーカー又は販売店に対して、一定の関与を行っている場合がある。



学校の行為

・学校による制服の取引への関与

・関与の方法によっては、制服メーカー又は販売店の独占禁止法違反行為を誘発する場合がある。

- ・学校が、制服メーカーに対して、コンペや見積り合わせにおいて、制服メーカーが提示した価格を実際に保護者が購入する際の販売店における販売価格にするように求めること等により、制服メーカーが販売店の販売価格の自由な決定を拘束する場合は、制服メーカーの行為が独占禁止法上問題（再販売価格の拘束）となり得る。
- ・学校が販売店間で販売価格を合わせることを依頼すること等により、販売店が共同して販売価格の決定を行う場合は、販売店の行為が独占禁止法上問題（不当な取引制限）となり得る。
- ・学校が新たに指定販売店及び取扱販売店（指定販売店等）としての案内を希望する販売店に対して、既存の指定販売店等との調整等を求めたとき等に、既存の指定販売店等が不当に対応を拒む等した場合は、既存の指定販売店等の行為が独占禁止法上問題（競争者に対する取引妨害等）となり得る。

学校に対して期待する取組

✓ 学校に対しては、制服の取引に関与する際には、制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能するように、下記の取組が行われることを期待する。

(1) 制服メーカー及び指定販売店等の選定について

- ・制服メーカー間や販売店間の競争を促すことは、生徒・保護者に対して安価で良質な制服が提供される可能性を高めることとなるため、学校においては、コンペ、入札、見積り合わせといった方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと等の取組を行うことが望まれる。
- ・学校が、指定販売店等を案内している状況において、新規の販売店から指定販売店等としての案内の申入れを受け入れるなどして指定販売店等を増やすことは、制服の購入窓口の増加を通じて、生徒・保護者にとってより好ましい取引環境を作り出すこととなるため、指定販売店等を案内している状況では、指定販売店等を増やすことが望まれる。

(2) 制服の販売価格への関与について

- ・学校が制服メーカーに対してコンペや見積り合わせを行う際に、学校が制服の販売価格に関与する場合には、コンペや見積り合わせにおいて制服メーカーに求める提示価格を販売店への卸売価格とすること等の方法によることが望まれる。
- ・学校が販売店に対して販売価格を抑制するよう依頼する場合には、販売店が共同して販売価格の決定を行うといった独占禁止法違反行為を誘発しない方法で行われることが望まれる。

制服メーカー及び販売店に対して期待する取組

✓ 制服メーカー及び販売店に対しては、自ら独占禁止法違反行為を行う場合はもちろんのこと、学校の関与を契機として行われた行為であっても、当該行為が独占禁止法違反行為の要件に該当する場合には、直接法的責任を問われることに留意して、適正な取引が行われることを期待する。

公正取引委員会の今後の取組

✓ 公正取引委員会としては、学校関係者等に対して積極的に調査結果の周知を図るとともに、引き続き、学校における制服の取引の動向を注視し、独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処していく。